

宮城県公報

行 城 県
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○指定管理者の指定(二件)

(消費生活・文化課)

一

○知事指定薬物の指定の失効

(薬 務 課)

一

○障害者就業・生活支援センターの指定

(雇用対策課)

二

○都市計画変更案の縦覧(三件)

(都市計画課)

二

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

づく指定自立支援医療機関の指定

(精神保健推進室)

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(警察本部会計課)

三

人 事 委 員 会

○公開口頭審理の開催

五

告 示

○宮城県告示第四十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和六年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県民会館

二 指定した団体の名称及び所在地

1 名称

ページ

宮城県民会館管理運営共同企業体

2 構成員の名称及び所在地

公益財団法人宮城県文化振興財団 仙台市青葉区国分町三丁目三番七号宮城県民会館内

株式会社東北共立 仙台市太白区八本松二丁目十番十一号

陽光ビルサービス株式会社 仙台市青葉区上杉二丁目三番七号

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和六年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県慶長使節船ミュージアム

二 指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

石巻市渡波字大森三十番地二

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十八号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

1 化学名 ニー(エチルアミノ)ーニー(三ーヒドロキシフェニル)シクロヘキサニールオン

及びその塩類(通称名:HXE, Hydroxetine)

2 化学名 Nーエチルー四ーヒドロキシーNープロピルトリプタミン及びその塩類(通称名:4

ーHOEPT)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため
三 指定の効力が失われる日
令和六年一月三十日

○宮城県告示第四十九号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第一項の規定により、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定した。

令和六年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定年月日

令和六年一月三十日

二 指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地

1 名称 社会福祉法人チャレンジドらいふ

2 住所 仙台市泉区高森七丁目一番地の四

3 事務所の所在地 大崎市古川旭四丁目三番七号

○宮城県告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和六年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・四・百三号 北浜沢乙線

三・三・百七号 玉川岩切線

三・四・百十二号 海岸通下馬線

三・五・百十八号 本町南町線

三・四・百三十四号 下馬春日線

三・三・二百三十一号 清水沢多賀城線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域
多賀城市 浮島字宮前の一部
2 廃止しようとする土地の区域

塩竈市 赤坂、権現堂、向ヶ丘、白菊町、海岸通、本町、旭町、南町、佐浦町、桜ヶ丘、錦

町、泉沢町、栄町、清水沢二丁目、清水沢三丁目、清水沢四丁目、後楽町、大日向

町の各一部

多賀城市 浮島字宮前、浮島字沢前、浮島字西沢、浮島一丁目、下馬二丁目、市川字奏社、市

川字伊保石の各一部

利府町 森郷字町頭、森郷字一里塚、森郷字関根、森郷字後山、森郷字後楽西、森郷字大窪

北、森郷字大窪南、加瀬字郷楽、加瀬字野中沢、加瀬字南野中沢、加瀬字石切場、

春日字岩沢の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、塩竈市役所（産業建設部まちづくり・建築課）、多賀城市役所（都

市産業部都市計画課）、及び利府町役場（都市開発部都市整備課）

四 縦覧期間

令和六年一月三十日から二月十三日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和六年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 仙台市仙塩流域関連公共下水道

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

仙台市 宮城野区神谷沢字金沢
2 廃止しようとする土地の区域

利府町 岩切字羽黒前

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)及び仙台市役所(都市整備局計画部都市計画課)

四 縦覧期間

令和六年一月三十日から二月十三日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

○宮城県告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和六年一月三十日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 利府町流域関連公共下水道

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

利府町 赤沼字浜田、赤沼字井戸尻の各一部、岩切字羽黒前

2 廃止しようとする土地の区域

仙台市 宮城野区神谷沢字金沢

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)及び利府町役場(上下水道部上下水道課)

四 縦覧期間

令和六年一月三十日から二月十三日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
南方あやめ薬局	登米市南方町西山成前一三五-一	令和六年一月一日

二 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
合同会社訪問看護ステーションポプ	遠田郡美里町北浦一丁目五-三-一〇二	令和六年一月一日
リニエ訪問看護ステーション名取	名取市手倉田字八幡一五二-一 セジュール八幡Ⅲ 一〇二	令和六年一月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察交通管制センターほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第三号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）

の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 障害発生時に速やかに復旧対応ができる体制を有していること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）電話〇二二一〇二二一〇三三三五）へ令和六年二月九日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課及び担当班
〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二一〇二二一〇四二九）

2 入札説明書及び仕様書の交付場所及び方法

1 において配布及びこの入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和六年二月二十六日（月）までに必要書類を作成の上、1あてに提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和六年三月十一日（月）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてに必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

<p>(一) 日時 令和六年三月十二日(火) 午前十時</p> <p>(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室</p> <p>四 入札に参加することができる者</p> <p>二に定める資格を有しない者及び三における審査により資格を有しないとされた者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。</p> <p>3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十五条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の委託料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 この入札に係る調達案件は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として、年度開始(歳出予算成立)前に契約手続きを進めているものである。</p> <p>したがって、この発注案件に係る歳出予算が不成立となったときは、入札の中止や契約の解除を行う。</p> <p>9 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies section, Accounting Division, General</p>	<p>Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 11, 2024, 5:00 pm.</p> <p>2 Item/Service Required : Service of traffic control system maintenance - 1 set</p> <p>3 Date and Place of Bid Selection : Bidding room, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 12, 2024, 10:00 am.</p> <p>4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-0429</p> <p style="text-align: center;">人事委員会</p> <p>元登米市職員村田旭に対する令和四年十月二十六日付け失職通知について、第一回口頭審理を次により行う。</p> <p>令和六年一月三十日 宮城県人事委員会</p> <p>一日時 令和六年二月十九日 午前十時三十分</p> <p>二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 十七階 労働委員会審問廷</p> <p>傍聴券は、審理会場入口において先着二十名限り交付します。</p> <p>なお、傍聴者の入場は、午前十時十分からとします。</p>
--	--